

平成26年 第8回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年7月22日(火) 午後1:30~午後2:12

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

1番 島山 賢悦

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第6号 農用地等売買あっせん結果について

日程第4 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第15号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

(平成26年第8回 7月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、2番 小坂 敏君 にお願ひします。</p>
	(農業委員憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第8回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と申うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、3番 長根 孝衛君 並びに 4番 長井 進君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第3 報告第6号 農用地等売買あっせん結果について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>日程第3 報告第6号 農用地等売買あっせん結果について</p> <p>あっせん申し出者の諸事情により、売買したいとの申し出があり、7月10日にあっせん委員会を開催し、結果、双方での売買が成立したものであります。農地等の所在についてはP3別紙記載のとおりです。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、日程第4 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号23号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。今月の農地法第3条の許可申請は使用貸借が2件、売買が1件の計3件です。それでは、受付番号23号について説明いたします。P5の受付番号23号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面</p>

	<p>積等については、議案書記載のとおりです。P6 に農地法第 3 条 1 項の調査書、P7 に許可申請書の写し、P8 に営農計画書の写し、P9 には申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>この申請は、祖父から孫への家族間の使用貸借であり、譲受人は新規就農者であります。青年就農給付金を申請するため、使用貸借を受けて白菜を栽培することになっております。周辺農地状況など、別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の 8 番 谷地村委員から報告を求めます。</p>
谷地村委員	<p>議案第 14 号 受付番号 23 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 23 号の申請地は畑であり、現在も畑で耕作されています。借り受け後は白菜等の作付けを予定しています。これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>引き続き、日程第 4 議案第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 24 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、受付番号 24 号について説明いたします。</p> <p>受付番号 24 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P10 に農地法 3 条 1 項の調査書、P11 に許可申請書の写し、P12 には営農計画書の写し、P13 に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、親から子への親子間の使用貸借であり、譲受人は新規就農者であります。この 24 号も青年就農給付金を申請するため、使用貸借を受けてネギと白菜等を栽培することになっております。周辺農地状況など、別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>

議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の8番 谷地村委員から報告を求めます。
谷地村委員	<p>議案第14号 受付番号24号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号24号の申請地の登記地目は田になっておりますが、現況は、畑として耕作しております。</p> <p>貸借後は、ネギと白菜を作付する予定であります。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>次に、日程第4 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号25号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号25号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。また、P14に農地法3条1項の調査書、P15に許可申請書の写し、P16には申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。なお、この件についての詳細説明ですが、先ほどの報告第6号のあっせんによる売買であり、農地集積及び利用効率上から見て問題ないと考えます。また、農作業への常時従事など各要件を満たしていると判断し、特段問題ないものと考えます。買受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、農地法3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の8番 谷地村委員から報告を求めます。
谷地村委員	<p>議案第14号 受付番号25号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号25号の申請地は畑になっております。</p> <p>買受後は牧草を作付する予定であります。</p> <p>買受人は、近接地にも農地を所有しており、農地集積及び効率的面から見て買受をされたものであります。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p>

	以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第14号、受付番号第23号から25号までを原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第14号は原案のとおり決定しました。
議 長	次に、日程第5 議案第15号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。 それでは、受付番号第1号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>日程第5 議案第15号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について P18 の受付番号1号の農地の所在、地目、面積及び申請人の住所氏名は議案書記載のとおりであります。</p> <p>転用目的並びに転用理由は、労働力不足及び、周囲が山林で日当たりが悪いため思うように収穫が上がらず、また隣地が自己所有の山林であり、管理がしやすい申請地に杉を植林し転用したいもので、今回農業委員の指導により追認による農地法4条許可申請が提出されたものであります。P19 から P25 に許可申請書の写し、転用計画書、登記事項証明書の写し、始末書、隣地現況図、土地利用計画図、案内図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地の農地区分については、住宅地に隣接する農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地であることからその他の農地の第2種農地と判断されます。</p> <p>また、農地法第4条第2項に掲げる転用許可基準に基づき①該当する農地区分、②代替となる土地の有無、③転用目的実現の確実性、④周辺農地への被害防除措置等について調査した結果、転用内容は許可基準に照らし許可相当と判断されますので、県知事へ送付して差し支えないものと考えられます。</p>
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の6番 坂根委員から報告を求めます。
坂根委員	<p>議案第15号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第1号の農地の周辺は自己所有の山林であり、当該農地への日照が悪いため収穫が上がらず、隣接する山林との管理上、植林し転用したほうが良いと考えた結果での申請ということであります。</p> <p>隣接している畑の耕作者にも、話済みであるということで、利用状況及び周辺農地への</p>

	支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
3 番長根委員	はい、議長
議 長	はい、3 番長根委員
3 番長根委員	P20 の農地転用計画書の写しにあるとおり平成 8 年にすでに植林してあるという事でしょうか？
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。すでに平成 8 年に植林しているので今回、P22 に始末書を添付しております。
議長	3 番長根委員よろしいでしょうか？
3 番長根委員	はい。わかりました。
議 長	その他、質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なし
議 長	これより採決いたします。 議案第 15 号、受付番号 1 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 15 号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成 26 年 第 8 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 26 年 月 日

議 長

署名者

署名者